

同志社大学政法会委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 同志社大学政法会委員会規程（以下「本規程」という。）は、同志社大学政法会が設置する各種委員会について詳細を定める。

(範囲)

第2条 本規程に定める各種委員会とは、同志社大学政法会会則（以下、会則という。）に定める常務委員会以外の組織も含めるものとする。

(各種委員会の種類)

第3条 各種委員会の種類は、次に掲げるものとする。

- (1)常務委員会
- (2)執行委員会
- (3)合同委員会
- (4)時限付委員会
- (5)個人情報保護委員会

第2章 常務委員会

(常務委員会)

第4条 常務委員会とは、会則第21条から第24条に定める常設の意思決定機関をいう。

2 会則第23条に定める常務委員会の権限の詳細は、次に掲げるものとする。

(1)専決事項（常務委員会のみで決定できる事項）

(ア) 支部に関する規程の制定及び改廃に関する事項（会則第3条及び第23条第1項第1号）

(イ) 正会員の承認に関する事項（会則第7条第1項第3号及び第23条第1項第2号）

(ウ) 顧問の承認に関する事項（会則第12条5項及び第23条第1項第3号）

(エ) 臨時総会開催に関する事項（会則第17条2項及び第23条第1項第4号）

(オ) 総会に上程する議題に関する事項（会則第23条第1項第5号）

- (カ) 会務に関する重要な事項（会則第 23 条第 1 項第 6 号）
 - (キ) 資産管理に関する事項（会則第 23 条第 1 項第 7 号）
 - (ク) 会長、委員及び監事候補者の推薦に関する事項（会則第 12 条第 6 項及び第 23 条第 1 項第 8 号）
 - (ケ) 執行委員会等本会内の組織設置に関する事項（会則第 23 条第 1 項第 9 号）
 - (コ) 会則の施行について必要な事項（会則第 32 条及び第 23 条第 1 項第 10 号）
 - (サ) 自然災害、感染症の流行などによる総会開催の可否に関する事項（会則第 23 条第 1 項第 11 号）
 - (シ) その他会長が必要と認めた事項（会則第 23 条第 1 項第 12 号）
- (2)議決事項（総会の承認の前提となる重要な議決事項）
- (ア) 名誉会員の推薦に関する事項（会則第 9 条及び第 19 条第 1 項第 1 号）
 - (イ) 役員（会長・委員・監事）の推薦に関する事項（会則第 12 条及び第 19 条第 1 項第 2 号）
 - (ウ) 事業報告及び収支決算に関する事項（会則第 29 条及び第 19 条第 1 項第 3 号）
 - (エ) 事業計画・収支予算に関する事項（会則第 28 条及び第 19 条第 1 項第 4 号）
 - (オ) 会則変更に関する事項（会則第 19 条第 1 項第 5 号及び第 31 条）
 - (カ) 総会の承認を得る必要があると認めた事項（会則第 19 条第 1 項第 6 号）
- 3 常務委員の新任については、会長が副会長及び各執行委員長と協議の上、会則第 12 条第 3 項に基づき会長が委嘱するものとする。
- 4 常務委員の資格要件は、委員として 1 期 2 年間従事したものの内、総会・常務委員会・所属する各執行委員会等の諸会議及び主な行事に恒常的に出席できることとする。
- 5 常務委員会をオンラインで開催する場合の議決及び出欠の取り扱いについては、以下のとおりとする。
- (1)オンライン会議のみで開催する場合
議事は、オンライン会議の参加者（常務委員会構成員）の過半数をもって決する。
 - (2)オンライン会議と書面議決を併用する場合
 - (ア) 議事は、オンライン会議の参加者（常務委員会構成員）と書面議決対応者（常務委員会構成員）の合計人数の過半数をもって決する。
 - (イ) 書面議決の期限は、オンライン会議開催日の前日までとする。

- (3)対面会議とオンライン会議を併用する場合（ハイブリッド会議）
- (ア) 議事は、対面会議出席者（常務委員会構成員）とオンライン会議の参加者（常務委員会構成員）の合計人数の過半数をもって決する。
 - (イ) ハイブリッド会議の場合には、書面議決は実施しないものとする。
- (4)オンライン会議に対応できない監事は、書面議決書に意見を記載するものとする。
意見提出の期限は、オンライン会議開催日の前日までとする。
- (5)対面会議及びオンライン会議における議決は、挙手にて行う。
- (6)オンライン会議に対応できる常務委員会構成員又は監事が、オンラインミーティング開始時に参加されていない場合には、欠席扱いとする。ただし、会議の途中での参加は、以降の議決に関して出席扱いとする。
- (7)会議途中での不具合によりオンライン会議に参加できない場合には、以降の議案については、白票とする。

第3章 執行委員会

（執行委員会）

第5条 会則第23条第1項第9号に基づき、常務委員会傘下の常設の独立機関として執行委員会を設け、所掌業務の企画立案及びその執行を行う。

2 執行委員会の種類と業務内容は、次に掲げるものとする。

(1)総務委員会

- (ア) 常務委員会及び事務局の運営
- (イ) 政法会の管理運営に係る規程類の原案作成及び改正案作成並びにコンプライアンスの徹底
- (ウ) 学内学部同窓会との連携
- (エ) 個人情報保護委員会に係る事務及び個人情報の取り扱いに関する研修
- (オ) 中期計画の進捗管理
- (カ) 役員研修
- (キ) 役員表彰及び会員の慶弔
- (ク) 他の委員会に属さない会務の執行・管理

(2)財務委員会

- (ア) 予算編成及び執行並びに予算管理
- (イ) 予算書及び決算書の作成
- (ウ) 財政の健全化のための施策の立案及び実施

(3)総会委員会

定時総会及び総会後の懇親会の企画・運営

(4)事業委員会

- (ア) 法学部への教育支援金の寄付
- (イ) 卒業記念品の企画
- (ウ) 2年次ゼミボウリング大会の支援
- (エ) 学生表彰事業の企画及び運営
- (オ) バナー広告の受付
- (カ) 古本募金の企画及び運営
- (キ) 政法講座の企画及び運営
- (ク) 政法会グッズの企画及び販売
- (ケ) 学生交流事業（就活）の企画及び運営
- (コ) 他の委員会に属さない事業の企画及び運営

(5)卒業年別記念同窓会委員会

定時総会当日に開催する卒業年別記念同窓会の企画及び運営

(6)広報委員会

- (ア) 政法会報の企画及び編集並びに発行（年2回）
- (イ) ホームページの管理及び運営

(7)組織委員会

- (ア) 地域支部開設・活性化への援助
- (イ) 会員組織強化策の企画
- (ウ) 本部と地方支部との交流推進

- 3 執行委員会の委員の任期は、会則第14条に定める役員の任期中とする。
- 4 執行委員会に委員長1名を置き、副委員長2名以内を置くことができる。
- 5 委員長は、常務委員のうちから正副会長が協議の上決定し、副委員長は常務委員のうちから正副会長及び当該委員長が協議の上決定する。なお、委員長昇格人事に伴い執行委員会間の異動が生ずる場合には、正副会長と所属委員長が事前協議の上、正副会長会議で決定する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 各執行委員会に、相談役を置くことができる。この相談役には、会長又は副会長を充てる。ただし、同一委員会で会長又は副会長は、執行委員長を兼ねることはできない。
- 8 執行委員会の委員長、副委員長、委員は、原則として他の執行委員会との兼務はできない。ただし、やむをえない理由がある場合には、会長及び当該委員会委員長の承認を得て兼務できるものとする。
- 9 執行委員会は、必要に応じて又は会長の要請あったときに委員長が招集する。

- 10 執行委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 11 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の賛否を求めることにより、各委員会の議決に換えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

第4章 合同委員会

(合同委員会)

第6条 常務委員会構成員と委員との交流及び情報の共有化並びに組織の活性化を図るため、合同委員会を設置する。

- 2 合同委員会は、毎年度2回開催する。
- 3 合同委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 合同委員会は、会長、副会長、常務委員、委員をもって構成する。
- 5 合同委員会では、常務委員会及び各執行委員会の活動報告、政法会の運営に関するグループ討議とその取り纏め、新委員研修等を実施する。
なお、グループ討議については、常務委員会で事前にテーマを決定し出席者に通知するものとする。

第5章 時限付委員会

(時限付委員会)

第7条 常務委員会傘下の期間限定の独立機関として時限付委員会を設け、所掌業務の企画立案及びその執行を行う。

- 2 時限付委員会の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1)会則改正委員会
 - (2)記念事業・行事実行委員会
 - (3)募金委員会
 - (4)その他の期間限定の委員会
- 3 時限付委員会の構成メンバーは、執行委員会と兼務することができる。

第6章 その他

(個人情報保護委員会)

第8条 個人情報保護に関する規程に基づき個人情報保護委員会を設置する。

(プロジェクトチーム)

第9条 本規程第7条に掲げる時限付委員会とは別に、特定の重要課題をスピーディに解決するため、期間限定のプロジェクトチームを編成することができる。チームは、原則として課題に精通した者で構成し、各執行委員会から候補者を推薦する。

2 プロジェクトチームの設置については、常務委員会の承認を要する。

(監事の出席)

第10条 監事は、本規程に定める各種委員会及びプロジェクトチームの構成員となることはできない。ただし、これらの各種委員会等に出席して意見を述べることができる。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、2020年10月24日から施行する。

(経過措置)

本規程第5条第2項第2号に定める財務委員会については、2020年11月8日に新たに設置するものとし、同日付で第5条第2項第7号に定める情報管理委員会は廃止する。これに伴い第5条第2項第2号の定めは同日付で効力を生じ、第5条第2項第7号の定めは同日付で効力を失う。

附則 本規程の改正は、2021年7月17日から施行する。

附則 本規程の改正は、2022年5月21日から施行する。